明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（経済産業・環境三）　一
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令（環境五）　四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六）　五
〔告示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産五二三）　五
○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めた件（経済産業・環境一）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局四二、四三）　一〇
○都市公園の供用を開始する件（九州地方整備局三七）　一二
○道路に関する件（同三八、三九）　一二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
住宅型式性能認定、平成二十四年度管理業務主任者試験合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分・弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失・指定法の付記関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五
会社その他
会社決算公告　六〇

省令

○経済産業省令環境省令第三号

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月六日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十五号）において使用する用語の例による。

（再資源化事業計画に添付すべき書類）

第二条　法第十条第一項の規定により再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し

三　法第十条第二項第四号に掲げる区域が、第五条に適合することを証する書類

四　申請者及び法第十条第二項第六号に規定する者が第六条第一号イ及びロに適合することを証する書類

五　申請者及び法第十条第二項第六号に規定する者が法第十条第三項第四号イからトまでのいずれにも該当しないことを証する書類

六　当該申請に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設が第六条第二号イ及びロに適合することを証する書類

七　当該申請に係る使用済小型電子機器等の処分（再生を含む。以下同じ。）の用に供する施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の規定による許可（同法第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、これらの規定による許可）を受けていることを証する書類

八　当該申請に係る使用済小型電子機器等の再使用（使用済小型電子機器等の全部又は一部を、小型電子機器等の全部又は一部として再度使用し、又は販売する者に有償又は無償で譲渡することをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し

十　破砕、選別その他の方法により、使用済小型電子機器等に含まれる鉄、アルミニウム、銅、金、銀、白金、パラジウム及びプラスチックを高度に分別して回収することが可能であることを証する書類